入　札　説　明　書

「令和９年度臨海工場の余剰電力売却」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　入札公告日

令和８年10月29日

２　契約担当課

〒819-0041　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号
福岡市環境局施設部臨海工場　電話：092-642-4577

３　入札に付する事項

(1)　件　　名　令和９年度臨海工場の余剰電力売却
(2)　履行場所　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号
(3)　履行内容　特定供給契約書（案）のとおり
(4)　履行期間　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

４　入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

(1)　地方自治法施行令第167条の４に該当する者でないこと。
(2)　この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3)　この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
(4)　福岡市税を滞納していない者であること。
(5)　消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
(6)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(7)　その他次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者であること。

ア　電気事業法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者であること。

イ　電気事業法第２条第１項第15号の３に規定する特定卸供給事業者であること。

ウ　令和３年度以降に、国または地方公共団体から直接または間接的に受注し、履行が完了した売電契約で、売却電力量が年間24,000,000kWh以上の契約１件の履行実績を有すること。

５　入札参加資格の確認申請

この入札に参加しようとする者は、４に掲げる入札参加資格を有することを証明するため次に従い競争入札参加資格確認申請書（様式第１号。以下「確認申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1)　確認申請の受付期間

令和８年10月29日（木曜日）から令和８年11月13日（金曜日）まで（休日〔福岡市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日をいう。以下同じ。〕を除く。）

(2)　資料の内容

以下の資料のうち、ア～ウについては、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの入札の公告日又は確認申請の受付期限日が含まれている者にあっては、ア～キの提出を免除する。

ア　登記事項証明書

注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

イ　福岡市税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

ウ　消費税及び地方消費税納税証明書

注１）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注２）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

エ　委任状（様式第１－２号）

注１）この入札案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第１－２号により委任状を作成して提出すること。

オ　役員名簿（様式第１－３号）

注１）様式第１－３号に、代表者及び役員（エの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注２）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注３）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の

無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

カ　直近の決算２年分の財務諸表の写し

注１）直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

キ　口座振込依頼書兼債権者登録申請書（別添様式）

注１）エの委任状を提出する場合、「依頼人」の欄は、代理人（支店長、営業所長等）名で記入すること。

注２）すでに本市のシステムに債権者情報として登録されている者であって登録内容に変更がない場合にあっては、口座振込依頼書兼債権者登録申請書の提出を免除する。現在登録されている内容については、(4)の担当課に問い合わせること。

ク　小売電気事業者として電気事業法第２条の４第２項の規定による小売電気事業者登録簿に登録した旨の通知の写し

ケ　「４　入札に参加する者に必要な資格」(7)ウに関する履行実績の確認ができる契約書及び仕様書の写し又は発注者の証明書

(3)　確認申請書及び資料の提出方法

持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

(4)　確認申請書及び資料の提出先及び持参する場合の受付時間

〒812-0051　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号
福岡市環境局施設部臨海工場　電話：092-642-4577
午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

(5)　その他

ア　確認申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　市長は、提出された確認申請書及び資料を提出者に無断でこの入札手続以外の用途に使用しない。

ウ　提出された確認申請書及び資料は返却しない。

エ　提出期限後における確認申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

６　入札参加資格の確認結果

(1)　確認申請の結果については、令和８年11月20日（金曜日）までに各申請者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2)　次に掲げる者は、この入札に参加することができない。

ア　所定の期限までに確認申請書及び資料を提出しない者

イ　(1)の通知において、入札参加資格がないと確認された者

(3)　(1)の通知において、入札参加資格があると認められた者であっても、その後に入札参加資格を失ったと認められる場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(4)　入札参加資格がないと確認された者は、(5)に定めるところに従い、書面を提出してその理由の説明を求めることができる。

(5)　入札参加資格がないと確認された理由の説明を求める書面の様式は自由とし、持参

又は郵送により提出すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

ア　受付期間：令和８年11月20日（金曜日）から令和８年11月24日（火曜日）まで
（休日を除く。）

イ　受付時間：午前９時から午後５時まで（正午から午後１時を除く。）

ウ　受付場所：〒812-0051
福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号
福岡市環境局施設部臨海工場　電話：092-642-4577

(6)　説明を求めた者に対しては、令和８年11月27日（金曜日）までに書面により回答する。

7　質問の受付

(1)　仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

ア　受付期間
令和８年10月29日（木曜日）から令和８年11月４日（水曜日）まで

イ　提出方法
入力済の電子ファイルを電子メールで以下のアドレスに送信することにより提出すること。なお、送信は、確認申請書で申告した担当者メールアドレスから行うこと。
送信先メールアドレス：rinkaikojo.EB@city.fukuoka.lg.jp
問い合わせ先：福岡市環境局施設部臨海工場　電話：092-642-4577

(2)　質問に対する回答は、以下の通りホームページに掲載する。

ア　掲示期間
令和８年11月10日（火曜日）午前10時から令和８年12月８日（火曜日）午後５時まで

イ　掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

(3)　仕様説明会は行わない。

8　入札の日時、場所等

(1)　入札の日時
令和８年12月９日（水曜日）午前10時00分

(2)　入札の場所
福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号
福岡市環境局施設部臨海工場　管理棟２階会議室

(3)　郵送入札の特例
この入札は、上記入札の日時及び場所に出席し入札書ならびに様式第２－２号および第２－３号を提出することを原則とするが、これに出席することが困難な場合は、郵送による入札書ならびに様式第２－２号および第２－３号の提出を認める。なお、郵送で提出することについて事前に本市の承諾を得る必要はない。
郵送により入札書を提出する場合は、必ず別紙１「福岡市郵送可入札参加者心得」に定める方法により下記の期限までに下記の宛先に到着するように郵送すること。

ア　入札書到着期限

令和８年12月８日（火曜日）午後５時

イ　郵送宛先

〒812-0051　福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号

福岡市環境局施設部臨海工場　電話：092-642-4577

(4)　その他

やむを得ない事由により入札に参加できなくなったときは、入札辞退届（様式第１－４号）を提出すること。提出なく入札日時までに参加がない場合又は入札書到着期限までに入札書が郵送されない場合は、棄権とみなす。

9　入札方法等

(1)　この入札は、別紙１「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところにより行うので、入札者は、これを了承のうえ入札に参加すること。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

入札に参加する者は、入札金額に当該金額の100分の10相当額を加算した金額の100分の５以上を入札保証金として入札前に納付するか、福岡市契約事務規則第６条第３項に規定する担保を提供し、これらの事実が確認できる書類を入札書に添付して提出すること。ただし、同規則第７条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

※　本市が入札保証金を必要と判断する場合は、「７　入札参加資格の確認結果」の通知の際に、「入札保証金に関する説明書」又は「契約保証金に関する説明書」を別に配布するので、この説明書を確認の上、事務に誤りがないように十分注意するとともに、定められた期限内に必ず納付等の手続を完了すること。

(2)　契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するか、福岡市契約事務規則第24条第３項に規定する担保を提供すること。

11　開札

開札は、入札の場所において、入札後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、別紙１「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

12　入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

(1)　４に掲げる入札参加資格のない者が入札したもの
(2)　入札書が所定の日時までに到着しないもの
(3)　入札保証金の納付を要する場合において、これを納付せず、又は納付した金額が所定の額に達しないもの
(4)　一の入札に同一の入札者から２通以上の入札書が出されたもの
(5)　入札書に必要な記名押印のないもの
(6)　金額その他主要事項の記載が不明確なもの
(7)　金額を訂正したもの
(8)　入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの
(9)　本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした者が入札したもの
(10)　別紙１「福岡市郵送可入札参加者心得」において示した方法以外の方法により入札したもの
(11)　入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、その後に措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件のいずれかに該当するなど、落札者決定の日までの間に入札参加資格を喪失した者が入札したもの
(12)　前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従わないもの

13　落札者の決定
(1)　本件入札に係る予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、別紙１「福岡市郵送可入札参加者心得」に定めるところによる。

14　入札の中止
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、又は中止することがある。
(1)　全員が無効の入札を行ったとき
(2)　妨害、不正行為又は入札参加者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき
(3)　天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき

15　契約書作成の要否等
契約締結に当たっては、特定供給契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

16　苦情申立てについて
(1)　本件の入札手続に関し、「福岡市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱」に基づき、同要綱第２条第１項第1号各号に掲げる事項について、当該各号に該当する者は、福岡市公正入札監視委員会に対して苦情を申し立てることができる。
(2)　(1)の苦情の申立ては、同要綱第３条の規定に基づき、当事者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から起算して10日を経過する日までに書面に

より行われなければならない。

(3)　(1)の苦情申立てがなされた場合、福岡市公正入札監視委員会の要請又は提案により必要と認められるときは、入札の執行又は契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。

(4)　苦情申立てについての詳細が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law-complaint.html

17　契約の種類

本契約は、臨海工場における余剰電力を売却するための区分・時間帯による単価契約である。履行期間中においては、本入札で落札された単価を継続するものとする。

18　契約条項を示す場所

「２　契約担当課」に同じ

19　参考資料

(1)　特定供給契約書（案）

(2)　売電電力量の実績

(3)　令和９年度　年間運転計画及び売電電力量計画

(4)　売電電力量供給計画の提出について

20　その他

(1)　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札参加者は、地方自治法、同施行令、福岡市契約事務規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

(3)　入札にあたっては、公正な競争を妨げる目的で他の入札参加者と入札金額等の相談又は連絡を行ってはならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を開示してはならない。

(4)　入札者が明らかに協定し、また不正な行為があったと認められる入札は無効となるので、このような疑いをまねくことのないよう厳に注意すること。

(5)　入札参加者は、この入札に関して談合等不正行為を行った場合（福岡市契約事務規則第14条各号のいずれかに該当する場合をいう。）は、損害賠償金として、他の入札参加者と連帯してこの入札に係る契約金額の10分の２に相当する額（損害額が10分の２に相当する額を超える場合において、本市が当該超える額の支払いを請求するときは、当該超える額を加えた額）を支払わなければならない。

(6)　本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をした場合においては、競争入札参加停止の措置を行うことがある。

(7)　落札者は、履行期間開始前までに、様式第３号「非化石価値単価表」を提出すること。

(8)　入札書や電力料金単価に記載する金額については、発電側課金を含まないこと。発電側課金については、本市に代わり落札者より一般送配電事業者に支払いを行い、落札者から本市への費用請求は行わないものとする。